

# 資 料 目 録

国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の  
活動領域の拡大に関する分科会（第8回）  
平成27年4月10日（金）  
10：00～12：00

資料1	国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の 活動領域の拡大に関する分科会（第8回）出席者名簿	1
資料2-1	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ 骨子	3
資料2-2	法曹有資格者の活動領域の拡大に関するこれまでの取組と成果に ついて（法務省）	15
資料3	地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員 （2015年3月2日現在・日弁連調べ）	17
資料4-1	ひまわりあんしん事業における電話相談・出張相談実施状況	21
資料4-2	地域包括支援センター法律支援事業報告書	23

別 冊 新潟県弁護士会「行政連携のお品書き」



国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の  
活動領域の拡大に関する分科会（第8回）出席者名簿

（平成27年4月10日）

社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事	田 島 良 昭(座長)
明石市長	泉 房 穂
早稲田大学マニフェスト研究所顧問	北 川 正 恭
中央大学大学院法務研究科教授	大 貫 裕 之
内閣官房	
法曹養成制度改革推進室参事官	中 西 一 裕
法曹養成制度改革推進室参事官補佐	佐 熊 真紀子
法務省	
大臣官房司法法制部参事官	鈴 木 昭 洋
大臣官房司法法制部官房付	中 島 行 雄
大臣官房司法法制部付	遠 藤 圭一郎
日本司法支援センター	
本部事務局長	鈴 木 啓 文
本部常勤弁護士総合企画課課長補佐	谷 口 学
日本弁護士連合会	
事務次長	谷 英 樹
法律サービス展開本部副本部長	菊 地 裕太郎
法律サービス展開本部委員	谷 垣 岳 人
法律サービス展開本部委員，神奈川大学法学部教授	幸 田 雅 治

オブザーバー

総務省

文部科学省

厚生労働省

公益社団法人日本社会福祉士会



法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会  
取りまとめ骨子

平成27年2月9日  
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会

## 活動領域取りまとめ骨子について

「法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。」(「法曹養成制度改革の推進について」平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定)

これまでの議論の骨子を集約

### 国・自治体・福祉等

現状

自治体で常勤職員として勤務する法曹有資格者：48自治体で62名(平成25年10月)  
→ 63自治体で85名(平成27年1月)  
国の機関における法曹有資格者である任期付公務員数：47名(平成18年) → 335名(平成26年)  
※原賠センターに勤務する202名を含む。

取組

国・自治体：日弁連自治体等連携センターによる各種の行政連携の取組  
政策法務等の分野への活動領域拡大のための周知・広報 等  
福祉：弁護士会の高齢者・障がい者支援センター等による活動、福祉機関と連携した法的支援の取組等  
充実した総合法律支援の在り方の検討 等

課題と対応

国・自治体：法曹有資格者の有用性の浸透が不十分→周知・広報活動等により法曹有資格者の活用を促進  
自治体等の多様なニーズに対応できる体制づくり  
福祉：福祉に関する問題を包括的に解決する体制が不十分→福祉機関等とのネットワーク構築の推進  
福祉の分野の経験豊富な弁護士の養成・確保

展望

引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた方策の検討を継続していくことにより、  
国・自治体：法曹有資格者の有用性の認識の浸透が進む→政策法務等の分野を含めて様々な形での行政における役割増大へ。  
福祉：福祉機関等とのネットワーク構築→福祉に関する問題を包括的に解決する担い手として役割増大へ

### 企業

現状

企業内弁護士数：68社123名(平成17年5月)→619社1179名(平成26年6月) 直近では年間200名以上

取組

ひまわりキャリアサポートセンターの設置、ひまわり求人求職ナビの利用企業の分析、改善等  
司法試験合格者等を対象にした就職説明会、セミナー等の開催。また、企業向けに企業内弁護士の活用の在り方に関する情報提供 等

課題と対応

企業内弁護士の職務の多様化(専門的知見を活用する業務から企業戦略に関与する業務まで)に対応できるよう、企業側のニーズの把握や、企業側、法曹有資格者側双方への適切な情報提供の拡充

展望

ニーズと人材の引き合わせにより、企業で活動する法曹有資格者の役割は今後引き続き増加。中長期的には、教育・研修の取組を通じ、この分野における法曹有資格者の活動領域の一層の拡大を期待

### 海外展開

現状

アジア新興国における日系企業の拠点数：37,455か所(平成21年) → 42,267か所(平成25年)  
→ 日本企業や邦人の直面する法的リスクも増加

取組

法務省における法曹有資格者による海外現地調査委託、中小企業海外展開支援弁護士紹介制度を始めとする、日本弁護士連合会における海外展開プログラム 等

課題と対応

「大規模事務所による大企業への法的サービス」から裾野を広げる必要  
→ 日本の企業等の海外展開の際に直面する法的リスク回避のため、具体的な類例を分析し、企業に対して情報提供する等の取組を通じ、弁護士の活用促進  
在留邦人の法的支援の拡充の必要 → 日本の法曹有資格者へのアクセス改善等の取組の推進

展望

大規模事務所のみならず、中小規模の法律事務所、更には企業内弁護士等の多様な形で、日本の企業等の海外展開を法的に支援。より多くの法曹有資格者が、国際分野の法的支援に従事することを期待。

## (国・自治体・福祉等分科会関係)

### これまでの取組

国・自治体・福祉の各分野について、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けて、各分野における法曹有資格者に対するニーズを把握するとともに、そのようなニーズに対する対応として、ニーズに見合う人材を養成・確保し、これらを効果的に引き合わせるための方策の試行的な取組が行われてきた。

例えば、日本弁護士連合会においては、自治体等連携センター等を通じて、自治体におけるニーズ等の把握を目的としたアンケート調査、各地でのシンポジウムの開催、弁護士会における行政連携メニューの作成等連携体制の整備、任期付公務員に関するセミナーの開催といった、自治体等との連携を図る各種の取組を進めてきた。また、政策法務や公金債権回収、包括外部監査等、これまで法曹有資格者の活動の広がりが十分でなかった分野については、専門の部門を設けて、セミナーやシンポジウムを開催するほか、具体的な支援も進めてきた。

福祉の分野において、法務省は、別に有識者による検討会を開催し、充実した総合法律支援の在り方の検討を進めてきた。また、本分科会における議論の中でも、福祉関係の専門職らによる被援助者支援のネットワークに弁護士が関与することの有為性が指摘されてきたところであり、このようなニーズに応えるという観点から、各弁護士会に設置された高齢者・障がい者支援センター等による電話相談や出張相談等（ひまわりあんしん事業）が行われているほか、子どもや貧困に関する分野においても、各弁護士会における種々の取組が実施されている。また、弁護士会や法テラスも、福祉機関と連携の上、自ら法的援助を求めることができない高齢者・障がい者等に積極的に働きかけ、その法的問題を含めた総合的な解決を図る取組（いわゆる「司法ソーシャルワーク」）の実践を進めているところである。

以上のように、まず、自治体との関係では、各地の弁護士会による行政連携の取組が進められることを通じて、自治体のニーズの把握やそれへの対応が、徐々にではあるが着実に進められている。さらに、これまで法曹有資格者の活用が十分でなかった政策法務の分野においても、自治体に対し特定のテーマでの条例制定や条例にもとづく行動計画の策定といった具体的な支援を行うなかで、そのニーズの把握とそれへの対応が一定程度進んだと言える。また、福祉分野においても、多くの弁護士会で実施されている様々な法的支援の取組や、今般新しくスタートした試行的な取組を通じ、各分野のニーズを把握し、それに対応することが進められている状況にある。

### 課題と対応策

国・自治体・福祉の各分野において法曹有資格者の活用の動きが広がること

は、広く、国民・市民の権利擁護に資するものであり、また、効率的で質の高い行政運営の確保・実現等の効用があると言える。他方、その活用の広がりに限定的である現状を踏まえると、今後更にこれらの分野で法曹有資格者が活動領域を拡大するためには、これまでの取組を通じて見えてきた課題に対し、適切な対応策を講じる必要がある。

まず、自治体について見ると、政策法務や公金債権回収、包括外部監査といった、今後法曹有資格者の活動の広がりが一層期待される分野については、日本弁護士連合会や各地の弁護士会において、シンポジウムの開催等の周知・広報活動は未だ十分に浸透しているとは言い難い。そこで、今後は、これらの取組に加えて、自治体に対する個別の働き掛けなどを通じ、法曹有資格者と自治体に対し、法曹有資格者の活用促進を促す必要がある。また、国の機関については、これまで法曹有資格者の能力が十分活用されていなかった機関におけるニーズの把握や、把握したニーズに対応できる人材の確保といった取組を更に推進する必要がある。

また、日本弁護士連合会や各地の弁護士会において、法曹有資格者の活用をする自治体に人材が適切に供給されることにとどまらず、当該自治体での任用をきっかけに、法曹有資格者が当該自治体内でキャリアを積み上げる、あるいは任期終了後にその経験をいかして中断なく次の活動の場を得られるような体制整備を含め、自治体等の多様なニーズに的確に対応できる体制作りに向けた検討を進めるべきである。それと同時に、国・自治体においても、こうした日本弁護士連合会や各地の弁護士会の取組を踏まえ、法曹有資格者の活用を積極的に検討することが望まれる。なお、その際の法曹有資格者の活用の在り方としては、常勤、非常勤、顧問あるいは案件ごとの関与などといった多様な方法が検討されるべきである。

福祉の分野では、高齢者・障がい者等の抱える問題を、福祉機関等の関係各機関と連携し、福祉に関わる問題を法的問題も含めて包括的に解決する体制作りを急ぐ必要がある。そこで、日本弁護士連合会や各弁護士会等において、福祉に携わる専門職のネットワークに積極的に関与するとともに、国、自治体、福祉機関等がこれと連携し、高齢者や障がい者が抱える法的問題に弁護士が関与する機会をこれまで以上に増やすこと及びこのような経験を研修その他の方法により組織的に共有すること等の取組を通じ、高齢者や障がい者が抱える法的問題の実情に通じた弁護士の養成・確保を進める必要がある。また、子どもや貧困等の分野についても同様に、その問題の実情を理解した弁護士の養成・確保を進めていくことが肝要である。

このほか、法曹有資格者が、現在のプロセスとしての法曹養成制度全体の中で、更には法曹となった後の様々な研修の機会等において、このような分野に対応できるだけの知見を獲得できるような環境を整備していくことも必要とな



る。

以上のような取組を通じ、国や自治体が、行政運営の効率化等の責務を果たすためには、法曹有資格者を活用することが有用であるという認識を浸透させ、もって、国や自治体等において、国民にとって真に必要な法的支援を持続的に提供できるよう、その担い手である法曹有資格者を職員として採用し、あるいは弁護士、弁護士会との連携を深めるなどの方法によって、弁護士等を活用するべく、必要な体制を整備していくことが重要である。

### 今後の展望・方向性

以上のような取組や、課題に対する対応策を講じることにより、国・自治体・福祉の各分野において、法曹有資格者が、国民・市民の権利利益を擁護するべく、その活動領域を拡大することが想定される。

自治体行政の分野については、日本弁護士連合会が本格的に取り組んでいる自治体等との連携の取組が拡充することにより、法曹有資格者の活用が一層広がり、政策法務や公金債権回収、包括外部監査等、これまで法曹有資格者の活動の広がりが十分でなかった分野を含め、その役割が大きくなっていくと想定される。また、福祉の分野、特に高齢者・障がい者に対する福祉に関する分野については、日本弁護士連合会や各地の弁護士会と自治体や福祉機関等との連携がより緊密になることにより、被援助者の問題解決のためのネットワークに弁護士がこれまで以上に参画できるようになり、その結果として高齢者・障がい者が有する潜在的なニーズを把握し、法曹有資格者による救済に結びつけることができるようになると言える。

中長期的には、これまで国や自治体等で職務に従事した法曹有資格者の実績を踏まえたキャリアパスが定着することにより、自治体における常勤職員の採用の促進につなげるとともに、市民相談や紛争解決といった従来から弁護士が活用されていた分野だけでなく、政策法務や福祉行政等の分野においても、それぞれの自治体の規模やニーズに応じて、常勤職員、非常勤職員、更には顧問のような形での関与というように、様々な形で弁護士が自治体運営の一角を担うようになることが期待される。これと同様に、国の機関への任用促進に向けた取組も、進めていかなければならない。

福祉の分野では、法曹有資格者の果たすべき役割に関する認識の共有が、福祉に携わる関係機関の間で深まることで、弁護士が福祉の問題を解決するためのネットワークの一翼として位置付けられるようになれば、超高齢・少子社会を迎える現在の社会構造の中で、今後とも増加していくことが想定される福祉に関わる問題を、法的問題を含めて包括的に解決するべく、法曹有資格者が今まで以上に活用されていくことが期待される。

以上のような取組を推進し、今後とも法曹有資格者の活動領域の拡大の方策

を検討するには、自治体行政の経験者や福祉関係者等の有識者や関係省庁、自治体等が相互に綿密に意思の疎通を図り、連携を深めていくことが有用であると考えられる。ことに、真に国民にとって必要な法的支援に向けた基盤整備の進捗状況を検証していく必要性は高い。

## (企業分科会関係)

### これまでの取組

本分科会においては、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けて、法曹有資格者に対するニーズを把握するとともに、このようなニーズに対する対応として、ニーズに見合う人材を養成・確保し、これらを効果的に引き合わせるための試行的な取組を行ってきた。

日本弁護士連合会においては、本分科会の設置後、法律サービス展開本部にひまわりキャリアサポートセンターを設置して、企業における弁護士の活動領域の拡大に取り組んでいく体制を整備した。

そして、ニーズの把握については、ひまわり求人求職ナビの利用企業の分析等を実施してきた。また、ニーズを基に弁護士の採用に関心を持つ企業数の拡大に向け、日本弁護士連合会において企業向け広報ツールの検討・改訂作業を行っているほか、弁護士会を含めた関係機関により、各種の弁護士の採用に関する情報提供会等が実施されている。このような取組を通じて、企業における法曹有資格者に対するニーズには様々なものがあることが確認された。

ニーズに対する対応として、ニーズに見合う人材をどのようにして養成・確保していくのかという点については、法科大学院において企業法務部や企業内弁護士の活動の実際を学修する講座が開設され、その検証結果を踏まえて、モデルカリキュラムの策定に向けた意見交換が行われているほか、弁護士登録後に関しても、日本弁護士連合会において、企業内弁護士向けの研修会が実施されるなどしている。

ニーズに対する対応として、ニーズと人材をどのようにして効果的に引き合わせるのかという点については、日本弁護士連合会において、ひまわり求人求職ナビの改善に取り組んでいるほか、日本弁護士連合会等により、司法試験合格者などを対象とした就職説明会、セミナー、ガイダンス等の開催や、弁護士を採用しあるいは今後採用を考えている企業を対象にした、企業内弁護士の活用方策に関する情報提供も行われている。

### 課題と対応策

企業における法務の多様化に伴い、企業における弁護士の活用の在り方は多様化している。企業内弁護士は、経験や能力に応じた多様なレベルに分かれており、また、職務内容についても、法律家としての専門的知見を提供する業務を行う者や、会社の指揮命令系統に関与する者もいる。活用の形態も、常勤だけではなく、非常勤や出向の形がある。そして、企業が弁護士に求める素養や能力は、コミュニケーション能力やビジネスへの関心など会社組織で働くことに関するものは当然として、これに加え、企業活動のグローバル化に伴い、国

際的な法的知識や語学力など、多岐にわたる。このように、企業におけるニーズには様々なものがあることが、本分科会における取組を通じて確認された。

したがって、今後の対応策としては、まず、ニーズの把握に関して、今後の企業活動やそれに伴う法務の動向を注視しつつ、ひまわり求人求職ナビ利用企業に対するヒアリング等を通じて、様々なニーズの状況を的確に把握することに引き続き努める必要がある。その上で、弁護士を採用に関心を持つ企業数の拡大については、上記のような様々な企業の法的需要に対応する形で弁護士を活用する有用性を、企業に対する情報提供会等の様々な手段を活用して更に周知を進め、地域的にも拡大していくことが重要である。

ニーズに対する対応という点では、上記のとおり、企業側のニーズが様々であり、求められる法曹人材の在り方も多種多様であることを踏まえて、ニーズを類型化分析することを通じて、これに対応する人材の養成・確保の方策を探っていくことが重要であり、具体的には、法科大学院段階や弁護士登録後の継続教育の場面で必要なプログラムを検討・発信することが重要である。また、ニーズと人材の効果的な引き合わせという観点では、弁護士会等の団体が、企業・弁護士等の双方に対し、適切な情報提供を行うことが重要である。

なお、企業による弁護士の活用は、その法的需要や事業規模により企業内弁護士という形以外の方法もあり得ることに留意することが求められる。

### 今後の展望・方向性

まず、現在日本弁護士連合会が取り組んでいるひまわり求人求職ナビの改善や、弁護士の採用に関する情報提供会、就職説明会、セミナー、ガイダンス等、情報提供の機会が拡大していくことを通じて、ニーズと人材の効果的な引き合わせが実現していくことにより、企業内弁護士の数が増加し、企業で活動する法曹有資格者の役割が今後引き続き拡大していくことが予想される。

また、中長期的には、的確なニーズの把握と、これに対応する形で、法科大学院での教育や弁護士登録後の継続教育等が行われることなどを通じて、企業で活動する能力と意欲を持った法曹有資格者が増加していくことで、この分野を担う法曹有資格者の活動領域の一層の拡大につながっていくことが期待される。

以上のような取組を推進するとともに、活動領域の拡大に向けた今後の検討の在り方については、法曹養成制度全体の検討の枠組みの中での位置付けも踏まえて、例えば、企業関係者その他の有識者や関係省庁等の参画を得たり、他の分科会と成果を共有するような形をとるなどの方策を検討していくことが有用である。

## (海外展開分科会関係)

### これまでの取組

海外展開の分野における法曹有資格者に対するニーズを把握するとともに、そのようなニーズにいかに対応するか、という観点から、これまで各種の試行的な取組が行われてきた。

まず、ニーズの把握に関する取組につき、法務省では、当該国の法制度や法執行の状況のみならず、現地在外公館等の協力も得て、現地に進出している日本の企業や在留邦人の直面する法的ニーズの実情につき、法曹有資格者による現地調査を委託する取組を行っている。日本弁護士連合会では、法律サービス展開本部に国際業務推進センターを設置して、海外展開を考える中小企業、在留邦人及び在日外国人などが抱える国際的な法律問題に対する支援体制を強化する取組、涉外対応力のある弁護士の育成支援及び国際機関への弁護士の登用推進等の総合的な海外展開プログラムを推進している。その一環として、海外展開に取り組む中小企業を対象に、涉外法律業務の実績ある弁護士による法的支援を提供する海外展開支援弁護士紹介制度を開始し、一定の実績を挙げているほか、アジア地域への日本の弁護士のサービス提供体制を考案する、アジア担当嘱託弁護士を採用して、在外公館、ジェトロの在外事務所等との情報共有や各種連携を模索するなどの取組を進めている。

上記に加えて、把握したニーズへの対応に関する取組として、法務省は、政府全体として日本企業等の国際進出を促進するため、官民連携を含む諸施策の推進を目的とする、「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」に構成員として参加し、日本企業等の海外進出支援に関する施策の情報共有や、連携が可能なものについてはその体制構築を目指した検討を行っている。また、日本弁護士連合会は、上記海外展開支援弁護士紹介制度の運用にあたり、経済産業省、外務省が主導する「海外展開一貫支援ファストパス」制度に参加している。以上のような取組に加えて、このようなニーズに対応できるような法曹有資格者を養成・確保するために、一部の法科大学院において、国際的な法律業務に対応するための基礎を学ぶための講座を設置し、法曹有資格者にも開放しているほか、日本弁護士連合会等においても、各種の研修等の取組を行っている。

### 課題と対応策

我が国の成長戦略の一環として、特に新興国市場への進出がうたわれている。また、地方創生の推進のためには、地方の企業が、それぞれの強みをいかして、

海外における市場を開拓していくことも肝要である。このような潮流の中で、日本の企業等が海外に展開するに当たって直面する法的ニーズを法曹有資格者が積極的に把握するとともに、そのようなニーズを開拓していくためには、これまで「大規模事務所から大企業への法的サービスの提供」という枠組みにとどまっていたものから裾野を広げ、事業規模の小さい企業等にも焦点を当てることが必要である。具体的な支援の方策は、企業等のニーズに応じて多様であるため、類型ごとに、日本の法曹有資格者が、各国ごとに異なる法制度の枠組みの中で、日本の法曹有資格者ならではの法的サービスとしてどのようなことができるのかを、できる限り具体的なイメージを持てるように整理し、これを、商工会議所等を通じて、中小企業を含め、海外展開を考える事業者に幅広く提供する取組が必要である。

また、特に中小企業を始めとする我が国の企業の中で、海外展開に当たっては、国内での企業活動に比して法的リスクが格段に高まるにもかかわらず、そのリスク回避のために弁護士を活用するという認識が十分広まっていないという問題がある。そこで日本の企業が、海外に展開する際、直面する可能性のあるリスク回避のために、国際的な分野に対応能力のある弁護士から法的支援を受けやすくする仕組みを構築する必要がある。これとともに、各法科大学院などにおいても、国際的な分野において活躍できる法曹有資格者を養成・確保するための取組を並行して進めていく必要がある。

このほか、在留邦人支援の局面においても、日本の法曹有資格者の活用が求められるが、この分野に従事する法曹有資格者は必ずしも多いとは言えないのが現状である。そこで、在留邦人支援の分野においては、企業支援との性質の違いに留意しつつ、在外公館等との連携の在り方や、各分野について専門性を備えた現地法曹へのアクセス及び海外からの日本の弁護士へのアクセス改善等の問題も併せて検討する必要がある。

### **今後の展望・方向性**

国際社会のグローバル化が進むのに伴い、大企業のみならず、中小規模の企業等についても、直接的、又は間接的に、海外に事業を展開する機会はますます多くなってくると想定される。このような企業等に対する法的支援の在り方としては、これまでの大規模法律事務所によるものだけでなく、例えば、中小規模の法律事務所やそれらに所属する個々の弁護士及び企業内弁護士等、様々なアプローチを想定することができ、海外展開する企業や在留邦人に対する法的支援のニーズは、今後も拡大すると考えられる。また、公的機関等においても、その活動を推進する有為な人材として法曹有資格者を活用するというマインドを醸成することが必要となる。このような取組を積み

重ねることによって、国際的な法律業務に関する分野における法曹有資格者の活動領域は拡大していくことが想定される。

これに加えて、国際的な分野における業務に通じた弁護士へのアクセス改善の取組が進むことや、プロセスとしての法曹養成制度全体、更には法曹有資格者になった後の研修の機会等をもうけて、国際的な分野で幅広く活躍できる法曹有資格者の養成・確保の取組を推進することにより、中長期的には、多くの法曹有資格者が、国際的な分野における法的支援に従事することが期待される。

このような取組について、今後とも、例えば関係省庁等連絡会議の枠組みなども活用しつつ、具体的な施策の実施方針等の策定やフォローアップを行っていくことが望ましい。





# 法曹有資格者の活動領域の拡大に関するこれまでの取組と成果について

## 国・自治体・福祉等

### 現状分析

- ★自治体アンケートの分析結果(日弁連によるもの)  
(25.6～26.1実施。860自治体に発送、594団体から回答)
- 弁護士会との連携に興味を持つ自治体(部門別)  
→ 総務部門**78%**、福祉部門及び学校・教育部門**69%**
- 連携窓口の一元化や行政連携メニューリストの提供 等
- 法曹有資格者の任用に関心を持つ自治体(部門別)  
→ 総務部門**73%**、事業部門合計**35%**
- 訟務関連部門だけでなく、例規業務、債権回収、コンプライアンス等の分野(総務部門)。また、原課(現場)からの法律相談(福祉部門)や、公立学校苦情対応(学校・教育部門) 等

## 企業

### 現状分析

- ★ひまわり求人求職ナビの利用状況
- 情報を掲載した企業数 → **314**社(25.11.20時点)
- 延べ掲載件数 → **451**件(25.11.20時点)
- 利用企業の地理的分布  
※アンケートの対象とした利用企業313社のうち、  
・首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉):225社  
・関西、中京で59社  
その他、**九州、四国、北陸、北海道**等にも
- 利用実績(弁護士の就職状況・上記アンケートによる)  
→ アンケートの回答企業のうち、**37**社が**70**名の弁護士を採用  
→ 採用企業は、中小規模(従業員500名未満)の企業にも広がり。

## 海外展開

### 現状分析

- ★日本の弁護士の進出状況 → **164**名(26.9.30現在)  
(東アジア及び東南アジア地域に進出している弁護士数として把握しているもの。海外業務研究会調べ。)
- ★新興国におけるビジネスリスク  
○法制度が未整備・運用に問題あり、知的財産の保護に問題あり、また、税務・労務上のリスク等が挙げられている。
- ★関係省庁との情報共有・連携  
○「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」に構成員として法務省が参加

## 試行的な活用例

- ★行政連携の推進に関する取組  
○日弁連において自治体等連携センターを設置し、行政連携を推進。  
→ 行政連携メニュー(自治体に提供しているのは**10**弁護士会(計画中が4弁護士会)  
※これ以外にも多くの弁護士会が自治体と連携を構築。
- ★地域包括支援センター等法的支援モデル事業(大阪弁護士会によるもの)  
→ **28**の自治体に派遣、半年で**120**件の相談実績  
※その他、いじめの防止に関する行動計画の策定支援といった具体的な取組を進めている。

## 課題への対応例(資質の向上)

- ★選択型実務修習先の開拓  
○国の機関、自治体、福祉機関 等
- ★法科大学院での継続教育
- ★公金債権回収に関する研修(内閣府主催)
- 東京(自治体職員169名、弁護士29名)、愛知(自治体職員132名、弁護士15名)等

## 課題への対応例(周知・広報活動)

- ★地方公共団体における弁護士の役割に関するシンポジウムを開催
- ★任期付公務員登用セミナー→50名以上が参加
- ★その他説明会等の取組

## 試行的な方策等(意識の涵養)

- ★企業向け広報の実績
- 平成26年8月、東京三弁護士会主催→**17**社が参加
- 平成26年9月、経済同友会主催→**61**社が参加
- 平成27年2月、日弁連主催・経団連後援→**171**社が参加
- ★法曹有資格者向け広報の実績
- 東京三弁護士会主催の合同説明会  
→ 平成26年度**38**社(前年度35社) ※ 来場者は849名  
→ 1月後には**7**社で**10**名の内定者。
- ★企業内弁護士志望者向けガイダンス(日弁連主催)  
→ **177**名が参加(多くが第68期修習予定者)

## 課題への対応例(資質の向上)

- ★選択型実務修習先の開拓
- 各地の企業での修習受入へ
- ★法科大学院での取組
- 法科大学院において企業法務の実践を学修するプログラムを実施
- 上記各科目については、法曹有資格者の継続教育に拡大
- ★企業内弁護士向け研修
- 日弁連において、平成26年5月から1年間の計画で実施中。

## 試行的な活用例

- ★日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度
- 国際法務に通じた**120**名以上の弁護士が対応
- 現在、7都道府県で実施  
→ 東京、横浜、愛知、大阪、福岡、札幌、新潟
- 平成24年5月以降、**100**件超の相談実績
- 平成27年度中に全ての高裁所在地への展開を進めらるべく検討中

## 課題への対応例(資質の向上)

- ★法科大学院での取組
- 学生・弁護士の双方を対象とした、法律英語や国際紛争解決手続等に係るカリキュラムを開講
- ★日弁連による留学支援
- ★海外の法曹との連携
- 香港弁護士会との交換インターンシップ
- ★日弁連による研修(法律英語)
- 1000名以上**が受講。



## 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注①②

(2015年3月2日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	所属部署	人数(人) / うち任期付き ※注③	
弘前市(青森県)	法務契約課	1	1
岩手県	総務部法務学事課	1	1
山田町(岩手県)	用地課	1	1
宮城県	総務部私学文書課	1	1
石巻市(宮城県)	総務部総務課	1	1
気仙沼市(宮城県)	総務部総務課	1	1
東松島市(宮城県)	総務部総務課	1	1
富谷町(宮城県)	総務部総務課	1	1
福島県	総務部文書法務課	1	1
郡山市(福島県)	総務部総務課	1	1
相馬市(福島県)	企画政策部	1	1
浪江町(福島県)	産業・賠償対策課(法務担当)	1	1
栃木市(栃木県)	総務部総務課	1	1
沼田市(群馬県)	総務部総務課文書法制係	1	0
さいたま市(埼玉県)	総務局総務部法制課	1	1
千葉県	総務部政策法務課	3	1
銚子市(千葉県)	総務市民部総務課	1	1
流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1	1
東京都	総務局	7	2
	労働委員会事務局	2	2
	合 計	9	4
特別区人事・厚生事務組合(東京都23区)	法務部	3	1
町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
国分寺市(東京都)	政策部政策法務課	1	1
国立市(東京都)	政策経営部	1	1
多摩市(東京都)	総務部	1	1
神奈川県	教育委員会教育局支援部学校支援課	1	1
逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
厚木市(神奈川県)	総務部文書法制課	1	1
新潟県	法務文書課	1	1
富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼債権管理対策室	1	1
長野県	県民文化部県民協働課消費生活室	1	0
春日井市(愛知県)	総務部総務課	1	1
豊田市(愛知県)	総務部法務課	2	2
三重県	総務部法務・文書課	1	1
松阪市(三重県)	債権回収対策準備室, 総務課	1	1
名張市(三重県)	総務部	1	1
多気町(三重県)	総務税務課	1	1
南伊勢町(三重県)	総務課	1	1
京都市(京都府)	監査事務局	1	0
大阪市(大阪府)	行政委員会事務局監査部監査課	1	1
	福祉局生活福祉部保険年金課	2	2
	合 計	3	3
堺市(大阪府)	総務局行政部法制文書課	1	1
高槻市(大阪府)	法務課	1	1
茨木市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
寝屋川市(大阪府)	総務部総務課	1	1
松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
大阪狭山市(大阪府)	総務部庶務グループ	1	1
兵庫県	企画県民部管理局文書課	1	0
	企画県民部管理局職員課	1	0
	合 計	2	0
姫路市(兵庫県)	総務局総務部行政課	1	1
明石市(兵庫県)	政策部市民相談室	3	3
	総務部総務課(コンプライアンス担当)	1	1
	教育委員会事務局	1	1
	福祉部	1	1
	こども未来部児童福祉課	1	1
	合 計	7	7
伊丹市(兵庫県)	総合政策部法制課	1	1
和歌山県	子ども・女性・障害者センター	1	1
和歌山市(和歌山県)	総務部総務課	1	1
鳥取県		1	0
岡山市(岡山県)	保健福祉局障害福祉課福祉係	1	0
福山市(広島県)	企画総務局総務部総務課	1	1
山口県	総務部学事文書課	1	1
小松島市(徳島県)	総務課政策法務室	1	1
阿南市(徳島県)	企画部法令室	1	1

地方公共団体名	所属部署	人数(人)／ うち任期付き ※注③	
北九州市(福岡県)	総務企画局総務部	1	1
福岡市(福岡県)	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課	1	1
	総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課	1	1
合 計		2	2
古賀市(福岡県)	総務課政策法務係	1	1
糸島市(福岡県)	総務部総務課	1	1
宮崎県	小林土木事務所	1	0
鹿児島市(鹿児島県)	総務局総務部総務課	1	1
南さつま市(鹿児島県)	総務企画部総務課	1	1
＜自治体数 計 64＞		総 計	87
			69

【注】※注①. 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の人数  
 ※注②. 内訳は、弁護士登録者(53名)、採用に伴う登録取消者(19名)及び司法修習終了後の未登録者(15名)である。  
 ※注③. 人数欄の右側の数値は、任期付職員の人数(内数)である。

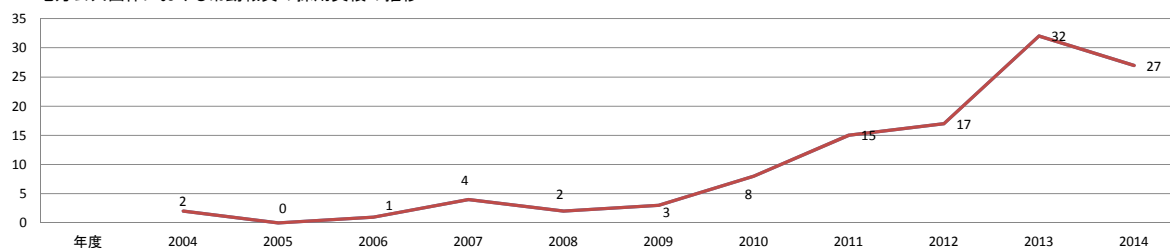
### 地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

(2015年3月2日現在 日弁連調べ)

年度	地方公共団体名・人数(人)	
2004	・東京都:2	2
2005		0
2006	・逗子市:1	1
2007	・東京都:2・兵庫県:1・岡山市:1	4
2008	・特別区人事・厚生事務組合:1・大阪市:1	2
2009	・東京都:2・名張市:1	3
2010	・東京都:2・特別区人事・厚生事務組合:2・町田市:1・神奈川県:2・河内長野市:1	8
2011	・東京都:2・流山市:1・名張市:1・松原市:1・名古屋市:1・福岡市:1・厚木市:1・栃木市:1・多気町:1・兵庫県:1 ・和歌山県:1・古賀市:1・宮崎県:1・千葉県:1	15
2012	・東京都:3・特別区人事・厚生事務組合:1・千葉県:1・明石市:5・田原本町:1・南伊勢町:1・富山市:1・和歌山市:1 ・岩手県:1・宮城県:1・沼田市:1	17
2013	・東京都:1・京都府:1・福山市:1・小松島市:1・東松島市:1・阿南市:1・名張市:1・南さつま市:1・大阪狭山市:1・銚子市:1 ・高槻市:1・大阪市:1・国立市:1・豊田市:2・富谷町:1・町田市:1・山口県:1・石巻市:1・相馬市:1・新潟県:1・寝屋川市:1 ・糸島市:1・浪江町:1・気仙沼市:1・山田町:1・三重県:1・弘前市:1・神奈川県:1・兵庫県:1・郡山市:1・さいたま市:1	32
2014	・東京都:1・大阪市:2・北九州市:1・福山市:1・福島県:1・春日井市:1・栃木市:1・茨木市:1・多摩市:1・鹿児島市:1 ・和歌山県:1・国分寺市:1・福岡市:1・姫路市:1・堺市:1・長野県:1・伊丹市:1・松阪市:1・明石市:4・名張市:1・多気町:1 ・千葉県:1・鳥取県:1	27

【注】※注①. 各年度において新規に採用された人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移



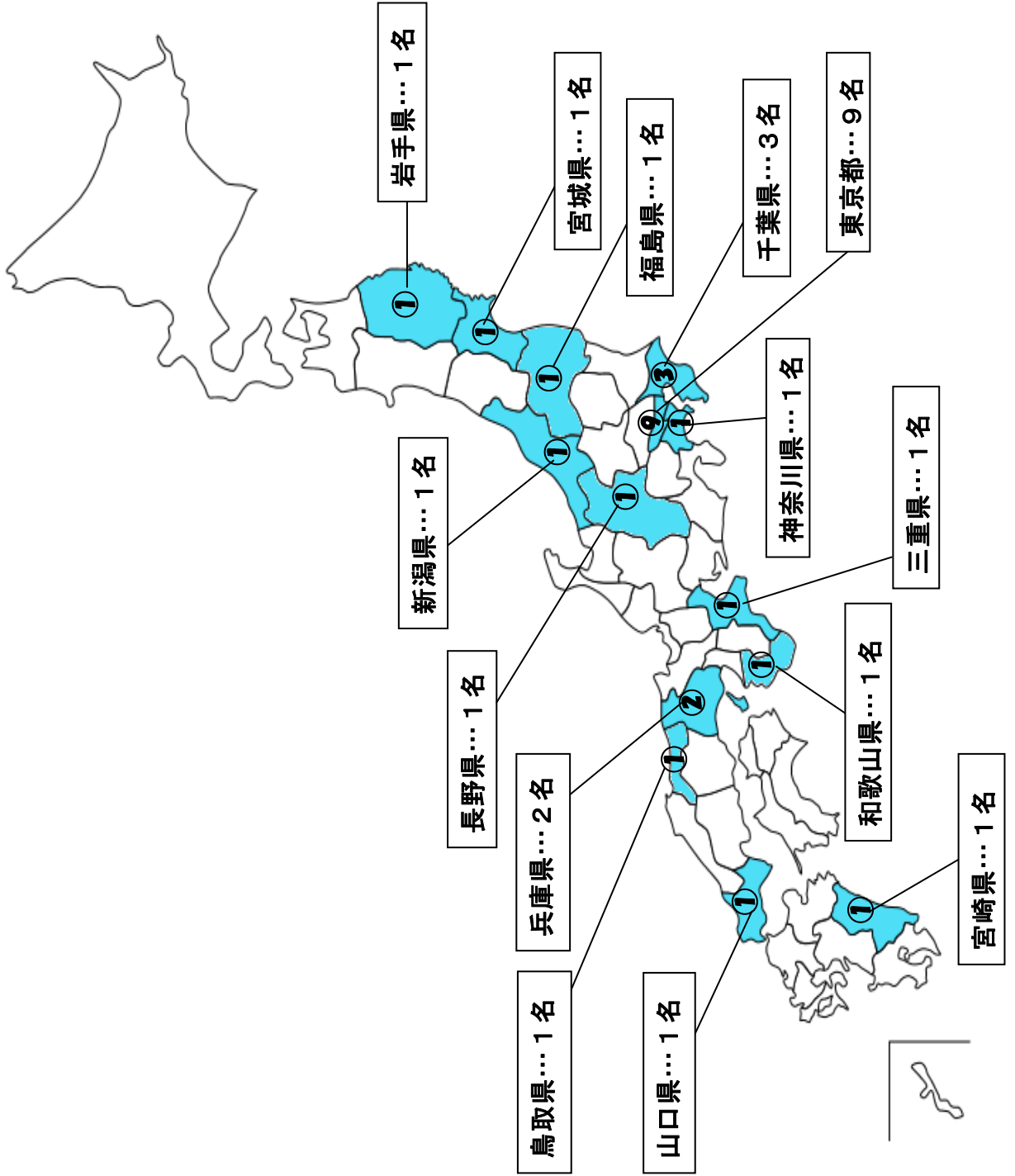
### 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員以外の採用情報

(2015年3月2日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状 況
池田市(大阪府)	2012年4月1日2名採用(任期付短時間勤務職員, 3年, 債権回収センターに配属)
大津市(滋賀県)	2013年4月1日1名採用(市民部いじめ対策推進室), 2014年7月1日1名採用(総務部コンプライアンス推進)
広島県	2014年4月1日1名採用(西部こども家庭センター)
加古川市(兵庫県)	2014年4月1日1名採用(総務部危機管理室)
富田林市(大阪府)	2014年4月1日1名採用(任期付短時間勤務職員, 総務部納税課)
大田区(東京都)	2014年10月14日1名採用(総務部総務課)

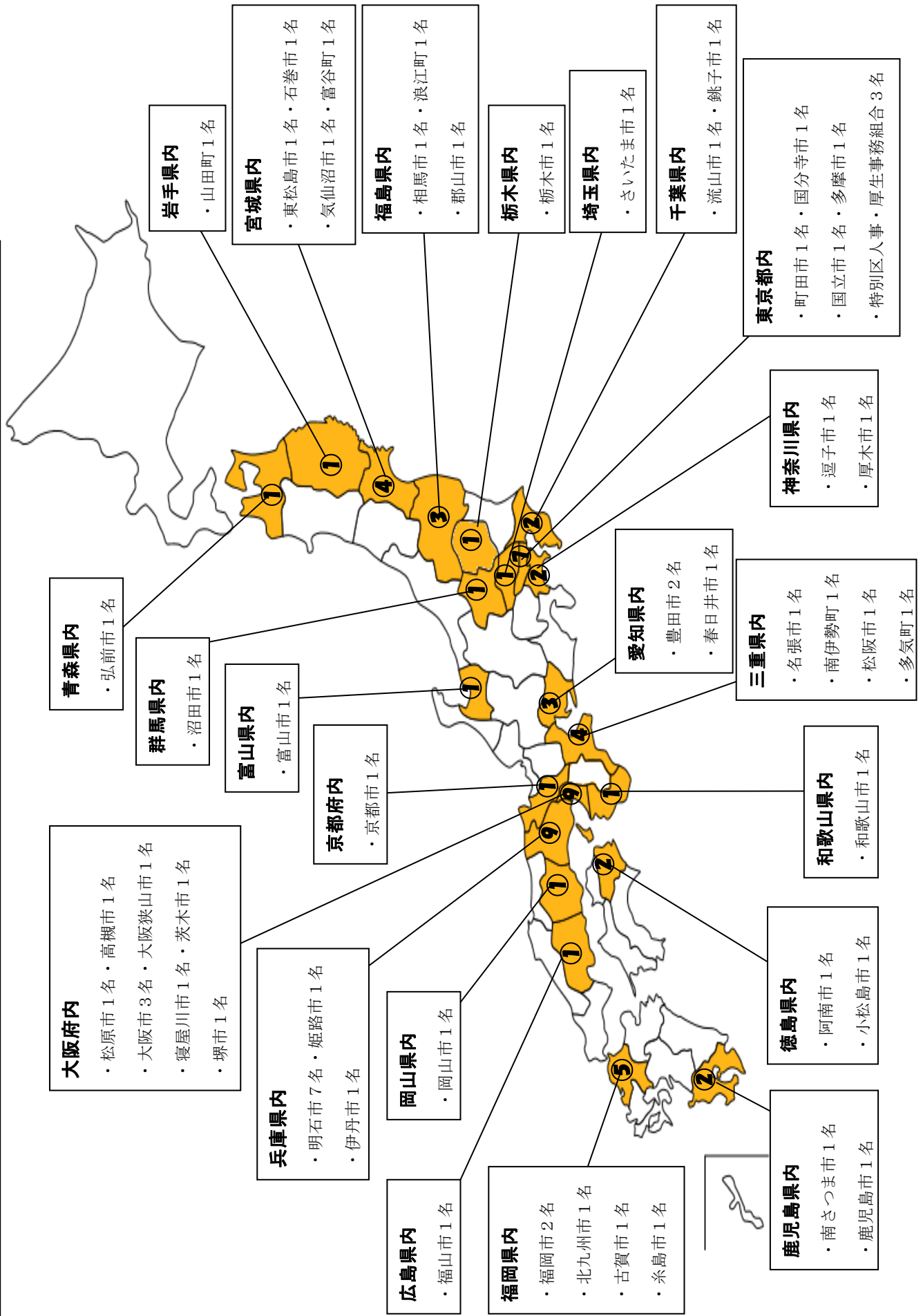
# 法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県

(2015年3月現在、日弁連調べ ※14都県において25名在籍(うち13名任期付職員))



# 法曹有資格者を常勤職員として採用している市区町村

(2015年3月現在、日弁連調べ ※50市区町村(一部事務組合含む)において62名在籍(うち56名任期付職員))



## 電話相談・出張相談実施状況

2015/3/31 日本弁護士連合会事務局調べ

弁護士会	電話相談		出張相談	
	実施	未実施	実施	未実施
東京	○		○	
第一東京	○		○	
第二東京	○		○	
横浜	○		○	
埼玉	○		○	
千葉県	○		○	
茨城県	○		○	
栃木県	○		○	
群馬	○		○	
静岡県	○		○	
山梨県	○		○	
長野県	○		○	
新潟県		<input type="checkbox"/> ※平成27年度中に実施の方向で検討中	○	
大阪	○		○	
京都	○		○	
兵庫県	○		○	
奈良	○		○	
滋賀	○		○	
和歌山	○		○	
愛知県	○		○	
三重	○		○	
岐阜県	○		○	
福井	○		○	
金沢	○		○	
富山県	○		○	
広島	○		○	
山口県	○		○	
岡山	○		○	
鳥取県	○		○	
島根県	○		○	
福岡県	○		○	
佐賀県	○		○	
長崎県	○		○	
大分県		<input type="checkbox"/> ※2015.5から開始予定		<input type="checkbox"/> ※2015.5から開始予定
熊本県		<input type="checkbox"/> ※2015.7から開始予定	○	
鹿児島県	○		○	
宮崎県	○		○	
沖縄	○			<input type="checkbox"/> ※未定
仙台		<input type="checkbox"/> ※未定	○	
福島県	○		○	
山形県	○		○	
岩手	○			<input type="checkbox"/> ※遠征クラスを別用する出張相談を実施
秋田		<input type="checkbox"/> ※2015.4から開始予定	○	
青森県	○			<input type="checkbox"/> ※電話相談担当者判断での出張相談可能
札幌			○	
函館	○		○	
旭川			○ 地域包括へ出張	
釧路			○	
香川県		<input type="checkbox"/> ※2015.5から開始予定	○	
徳島	○		○	
高知	○		○	
愛媛		<input type="checkbox"/> ※準備中	○	





2015・3・31

## 地域包括支援センター法律支援事業 報告書

大阪弁護士会

弁護士 小山 操 子

### 第1 趣旨

日弁連 法律サービス展開本部の自治体等連携センターが実施する福祉分野における法律サービスの展開・促進の一環として、大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」がモデル事業として取り組んだものである。従来より、地域包括支援センターが高齢者に対する総合相談や権利擁護の業務に取り組む中で、弁護士に法的な問題について相談したり、聞いてみたいことがあるとの声があった。ひまわり10周年行事で行った地域包括支援センターを対象とした成年後見制度の無料出張講座がきっかけとなり、堺市において地域包括支援センター職員対象の法律相談に発展し、堺市では平成25年4月、権利擁護サポートセンターが設立された。現在は6人の弁護士を配置し、平成26年度は月3回の定例相談および随時相談を実施している。

そこで、その実績を生かし、日弁連のモデル事業として、今般、大阪府下の各市町村において（権利擁護のためのセンターがあり、同事業と同内容の事業をすでに行っている大阪市、堺市を除く）、地域包括支援センターの職員が気軽に弁護士に相談できるよう、市町村ごとに担当弁護士を配置し、毎月定期的に担当弁護士を派遣して、地域包括支援センターの職員からの相談を受ける体制を整備することとなった。

### 第2 事業内容

#### 1 基本

- (1) 市町村ごとに担当弁護士（原則2名）を決め、各市町村内の地域包括支援センター職員からの相談を受け、法的助言を行う。
- (2) 相談方法
  - ① 地域包括支援センターでの相談  
各市町村において毎月1回（2時間）、各市町村内の地域包括支援センターに担当弁護士が出向いて地域包括支援センターの職員から相談を受ける。

- ※ 相談日及び時間帯は市町村ごとに協議して決める。
- ※ 複数の地域包括がある場合、月ごとに相談場所を持ち回りとするか、主要な地域包括や市役所に固定するかは、市町村ごとに地域包括支援センターと協議して決める。
- ※ 相談が入らない月には、地域包括支援センター職員の日ごろの業務に役立つ、ミニ研修会や学習会を開催することも可能である。

## ② 電話等での相談

上記①の毎月1回の定例相談のほか、電話、ファックス、メール等、適宜の方法で、地域包括支援センターの職員からの随時の相談に対応する。

## (3) 費用

平成27年3月まで無料（平成27年4月以降は未定）

## 2 高齢者虐待対応に関する相談があった場合

高齢者虐待は、市町村の担当責任者が入ったケース会議で対応方針について協議し、確認しながら進めるべきものである。そのため、高齢者虐待の対応に関する相談があった場合は、本事業ではなく、市長村の担当責任者が入ったケース会議を開催し、そこに虐待対応専門職チームの派遣要請をしてもらうようアドバイスする。なお、虐待対応専門職チーム派遣委託契約を締結していない市町村については、大阪府（大阪府 福祉部高齢介護室介護支援課 地域支援グループ）に相談されれば、府が専門職の助言が必要と判断した場合、府と弁護士会及び社会福祉士会との契約に基づき、当該市町村に弁護士及び社会福祉士が派遣される仕組みであることを周知する。

## 3 弁護士受任が必要な場合

本事業は、基本的に地域包括支援センターの職員から相談を受けることを想定している。もっとも、毎月1回の定例相談に高齢者本人が同席し、弁護士受任が必要と判断される場合は、各担当者において直受可能とする。直受しない場合は、専用の名簿から弁護士紹介を行う。

## 4 高齢者の自宅に出張しての相談

地域包括支援センターからの相談の中で、高齢者の自宅や施設等に出張して高齢者本人から相談を聞く必要のあるケースについては、ひまわり出張相談の仕組みを使って出張相談を実施する。

### 第3 担当弁護士の体制

- 1 担当弁護士は、ベテランと若手各1名ずつの2名を配置し、毎月1回の定例相談に1名ずつを隔月で派遣する。
- 2 本事業における相談の専門性の観点から、担当弁護士はひまわり運営委員から人選し、本事業のためのオリエンテーション研修の受講を必須の条件とする。

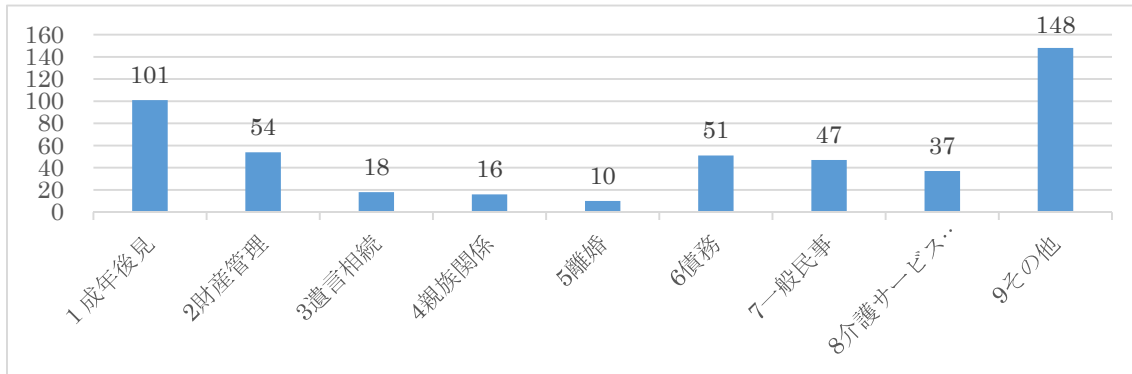
### 第4 実施までの経過

- |   |               |
|---|---------------|
| 1 企画書作成   | 平成26年4月       |
| 2 事業内容策定  | 5月中旬          |
| 2 市町村への案内および申込み文書送付                                 | 5月30日         |
| 3 担当弁護士の人選  | 6月初旬          |
| 4 キャラバン担当弁護士の人選                                     | 6月初旬          |
| 5 担当弁護士へのオリエンテーション、キャラバン担当弁護士への説明会                  | 6月11日および19日   |
| 6 申込みのあった各市町村につき担当者を配置、担当者と各市町村担当窓口との間で実施の日取りや方法を決定 | 申込のあった市町村から順次 |
| 7 決定した市町村から実施開始                                     | 6月26日から       |

### 第5 実施状況について（平成26年6月26日から同27年3月末日まで）

- 1（派遣自治体の数） 31  
 大阪市と堺市を除く31市9町1村の計41の自治体のうち、地域包括支援センター対象は29、障害者相談支援事業所対象は2
- 2（派遣の始まり） 2014年6月26日
- 3（のべ相談日数） 207日
- 4（相談件数） 412件
- 5（学習会の開催とその内容） 36件
  - ① 個人情報保護法、② 高齢者虐待、③ 法定後見制度の利用について
  - ④ 遺言・相続 ⑤ クレーマーに対する対応 ⑥ 成年後見等の申立から審判までの実状 ⑦ 精神科医による講演 ⑧ 精神保健福祉法の改正について ⑨ 成年後見を含む権利擁護について ⑩ 死後事務委任契約について ⑪ 借金問題について ⑫ 経済的虐待の認定方法 ⑬ 弁護士はこんなことをしています ⑭ 多問題事案の考え方について

## 6 (相談内容と件数)



(注) 相談内容につき、1件につき複数回答あり

## 第6 相談内容の分析

## 1 成年後見

## (1) 相談全般分析

成年後見に関する相談は、①認知症高齢者や経済的虐待を受けた高齢者のための財産管理の方法、②申立後、後見人等が選任されるまでの金銭管理のありかた、③申立を行ったが本人が拒否した場合、本人が申立に消極的な場合の対応に分けられる。

これらに関する助言は、成年後見制度の利用が必要な人について、申立の支援や首長申立を促す役割を果たし、他方、まだ成年後見制度利用の必要がないにもかかわらず保護のために先んじて申立をしたり、本人の同意が得られない申立を防ぎ、適切な時期に、本人の意向や能力を十分に考慮した申立につなげる役割を果たすことができる。

## (2) 相談例 - 上記①ないし③に分類されない例

## 【相談内容】

本人は行政書士と財産管理契約および任意後見契約を締結した。書士に通帳を預けたが、自宅賃料や入院費等が滞納であるとの情報が入った。書士に連絡したが全く連絡がつかず。本人は判断能力が低下しており、契約解除の手続きが出来ない。

## 【助言要旨】

任意後見契約が発効していないため、成年後見申立を行うべきである。書士による横領の危険性が高いので、保全申立も行うべき。

## 2 財産管理

## (1) 相談全般の分析

財産管理に関する相談は、①高齢者の金銭を管理している者の管理方法を疑問視するもの、②契約締結能力があると思われる高齢者の財産管理に関する相談である。

①については管理している者は高齢者虐待防止法の「養護者」にあたり、虐待対応を行う必要がある場合でもあり、弁護士の助言が虐待対応を促す役割を果たし、また、その内容によっては財産を回復するため弁護士への委任により解決可能なケースである。②については、弁護士と相談し、財産管理契約や任意後見契約を締結することが可能である。

## (2) 相談例

### 【相談内容】

1人暮らしの高齢者の金銭管理を知人が無償でおこなう。本人は認知症が進行している様子。本人に後見制度の説明を行い、利用を促してみたが、お金がかかるので利用しないという。知人の行っている金銭管理が適切か心配である。

### 【助言要旨】

知人による金銭管理は、専門職でない他人がしているから不適切との断定は出来ない。管理の現状を確認し、本人が必要とするものに費消されているか、本人が必要とするときに本人に金員が渡されているか確認を要する。本人の判断能力を吟味し、成年後見制度の利用が必要な場合には、知人による金銭管理は知人の負担も重く、後見人等に支払う報酬について説明し、成年後見制度の利用についての説得は継続して行うのがよい。

## (3) 相談例

### 【相談内容】

1人暮らしの高齢者、認知症の診断はない。収入は厚生年金と企業年金。自分で金融機関に出向き、出金したり、食事は外食や惣菜を購入し、身のことは自分で行っている。ただ、病気のため救急搬送されて後退院後から、たまに受け答えがはっきりしないことがあり、本人も不安に思い始めている。金銭管理などの支援はどうしたらよいか。

### 【助言要旨】

本人に契約を締結する能力があれば、日常生活自立支援事業の利用や場合によっては、財産管理契約、それに合わせて任意後見契約を締結し、財産の管理などを委ねることが出来る。

### 3 遺言・相続

#### (1) 相談全般の分析

遺言に関しては、①死後、本人の希望する相続結果が生じるか、生じさせるためにどうしたらいいか、②本人の能力で遺言が出来るか、相続に関しては、①相続するか一相続人か、②相続債務の処理の相談、③他の相続人との遺産分割協議に関するものである。遺言・相続の相談内容ともに、弁護士が本人から相談を受け、解決することが可能である。

相続に関しては、下記(2)の相談例のように、配偶者や子との2人暮らしで、その者が死亡してしまった場合の相続の問題だけでなく、その後の本人の生活のために成年後見制度の利用が必要で、その助言を行うことにより申立の支援や首長申立を促す役割を果たす。

#### (2) 相談例

##### 【相談内容】

30年以上前に離婚し、別れた妻との間に子が1人。子とは疎遠になってしまっており、連絡がとれる程度の関係である。兄弟が親身になってくれ、面倒も見てくれている。自分の死後、自宅マンションは子に、残った預貯金は兄弟にと思っている。本人の死後、どのように相続されるのか？本人の希望通りの相続内容となるためには何が必要か？また、本人の死後の処理はどうしたらいいか？

##### 【助言要旨】

子が相続人であり、本人の遺言がなければ子がすべてを相続する。兄弟には残った預貯金と考えれば、本人が遺言書を作成する必要がある。子には遺留分があるので、遺留分を侵害する内容であれば、子により争われる可能性がある。それを避けるためには、遺留分を考慮した遺言書の内容とする必要がある。

本人の希望により、死後の事務処理として葬儀等の手配を特定の人と契約し、任せることも出来る。

#### (3) 相談例

##### 【相談内容】

80代の本人はその子と、子名義で借りた住宅で2人暮らし。本人はアルツハイマー型認知症と診断されている。日々の金銭管理や買い物などは子が行っていた。子が入院後、死亡。本人の収入は限られており、子死亡後、たちまち経済的に困ってしまった。子は妻

とずいぶん以前に離婚し、その間に子どもが1人いる。本人に対し、葬儀代や入院費の請求書が来ている。

そもそも、子名義の預貯金は誰が相続するか。子の葬儀費用は誰の負担か？子入院時の医療費は誰が負担するのか。子が受給していた年金の廃止手続は誰がおこなうべきか。子が加入していた生命保険があると聞いている、保険金の受け取りは誰が出来るか。なお、本人については市長申立による後見申立予定。

#### 【助言要旨】

子の子ども（本人にとっては孫）が第一順位の相続人のため、子名義の預金を相続する。医療費も相続人である子の子どもが相続し、支払義務がある。子の子どもが相続放棄をすれば第二順位の相続人である本人が相続することになる。葬儀費用は原則、喪主が負担する。死亡による年金廃止の手続きは同居の親族がおこなうことになっている。生命保険については契約内容によるので、一概に誰が請求できるか決まっているものではない。契約内容を確認する必要がある。

## 4 親族関係

### （1）相談全般の分析

親族関係に分類した相談のほとんどが、虐待が疑われるケースである。虐待対応がまさに問題になるケースと虐待対応は一定、終了した上での問題に分かれる。前者であれば、たとえば、娘夫婦が、娘の母である80代女性が1人で住む住居に引っ越してきた、娘夫婦は本人の年金を管理しながら、自分らの生活費に充てているといったケースに関する相談である。虐待対応が問題となる相談は専門職チーム派遣の契約を締結していない自治体からの相談が多いが、契約している自治体でも相談が見られた。虐待対応が問題になる相談に対しては虐待対応の原則について助言し、虐待対応専門職チームの活用の促しを行った。虐待対応が一定終了した場合の相談については、本人の財産を適切に管理する必要のある場面や養護者支援として債務整理が必要といった場面で、弁護士が受任し解決することが可能である。

虐待に関係のない親族関係に関する相談は、一人暮らしをしている高齢者に対し、別居して疎遠になっている親族に扶養義務があるかというものが多。

### （2）相談例

**【相談内容】**

70代の夫婦とその間の子の家族。娘が夫と別居し、実家に帰り、家族と同居を始めた。娘は父からの暴力を訴え、警察に通報したり、父への暴力もある。また、父だけでなく母にも暴言を吐く。娘は父に出て行ってもらいたいと思っているが、母はそれに反対している。娘に実家に住む権利はあるのか。娘の夫は娘を養う義務はないのか。

**【助言要旨】**

実家に住んでいる家族が娘を実家から追い出したりしないために娘は事実上、居住できているに過ぎない。居住権を観念しえない。娘の夫は別居中の妻に婚姻費用を支払っているようであり、義務を果たしているのではないか。そもそも、娘の両親に対する心理的虐待があり、経済的虐待の可能性もある。娘の虐待に対する対応をすべきであり、娘の相談にのるなどの養護者支援も行う必要がある。

**(3) 相談例****【相談内容】**

50代無職の息子。その母（認知症）が、クーラーのない部屋で意識混濁状態になり、救急搬送され入院。退院後、虐待と判断し、分離保護。夫の契約で入所中の施設での対応（母に褥瘡ができていくこと）について息子からクレーム有。息子への対応をどうしたらよいか？

**【助言要旨】**

虐待と分離保護が必要と判断したもので、その判断の根拠を明確にしておく必要がある。緊急性があり分離保護をしたようだが、面会制限の要否についてはどのように考えたのか、契約で入所したことにより、息子が入所先を知り、本人と面会する機会のあることが本人を畏怖させたりする影響がないか検討をしておく必要があった。分離保護した先での施設での対応については、褥瘡ができた時期、原因を明確にし、その治療や対応について、施設が息子に適切に対応できるよう助言すべきである。

**5 離婚****(1) 相談全般の分析**

離婚を求められる側に立った相談が多く、離婚により中心的な介護者や面倒を見る者がいなくなる、または離婚により財産を分与することになると自宅を処分したり老後の資金がなくなるといった生活上の大きな



変化が生じることから相談されている。離婚原因として①精神疾患や認知症を理由とするもの、②DV、③経済的困窮などが挙げられており、①の場合、離婚原因となるかが問題になり、そのことへの助言を行うが、精神疾患や認知症の高齢者への介護の負担から離婚に至らないよう、治療や介護サービスの利用が十分になされているか確認する助言も行っている。②であれば虐待対応が問題になり、助言が虐待対応につながり、③であれば債務整理等を弁護士が受任し、経済的生活の立直しを図るという役割を果たすことが出来る。

## (2) 相談例

### 【相談内容】

80代の男性、統合失調症。精神病院に入院歴もあるが、その後、退院。定年まで勤務。年金収入があり、それで生活。子どもらは病気のため無職。本人は夜間、長時間、机をたたいて手を腫らす行為など問題行動がある。妻は離婚したがっており、離婚するからあとは福祉でよろしくと言う。本人の主治医は本人に入院は不要であると診断。

### 【助言要旨】

「強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき」は離婚原因になっているので、妻が離婚を求めた場合、離婚が認められる可能性は全くないとはいえないが、認められないと考える。本人の定期的通院と適切な服薬管理で問題行動をコントロールできないか検討してはどうか、また妻の相談に応じる必要あり。

## (3) 離婚を含む複合的事案

### 【相談内容】

高齢者夫婦、精神障がいをもつ娘と暮らす。本人（夫）のDVのため、妻は家出を繰り返し生活が安定しない。現在、妻は家に戻っているが、本人は年金と賃料収入で10万円程度しかない中、妻に収入のほとんどを渡しているため、自宅などの固定資産税や医療費、カードローンも滞納が嵩み、病院にも行けない。妻は従来の方との関係からその状況を理解しようとしめない。本人は不動産を売却することも考えている様子。経済的困窮により夫婦間に喧嘩が絶えない。妻は本人と離婚したがっているが、本人は離婚する意思は毛頭ない。

### 【助言要旨】

くりかえされるDVは離婚原因になる。妻からの離婚要求が認め

られるかはさておき、本人が病院も行けないという経済的状況を解決し、生活の立直しを検討しなければならない。本人が病気のため、判断能力が低下しているというのであれば成年後見制度の利用が必要である。本人の収支の状況と債務総額を確認し、債務の支払計画を立て、本人の収入だけでは支払いが困難な場合、不動産の処分により支払いを行い、経済生活の立直しが出来ないか検討する必要がある。後見人等が選任されたら後見人等がそれを行い、本人に判断能力があれば、本人の委任により弁護士がそれを行うこともできる。

## 6 債務

### (1) 相談全般分析

家族・親族とは疎遠になっている1人暮らしの高齢者や高齢者の夫婦だけで生活し、判断能力が一定、低下した後の債務整理に関する相談が多い。自己破産などの債務整理の方法の説明とともに、成年後見制度の利用が必要との助言が必要となるケースである。弁護士が受任することにより解決可能であり、本人との面談により相談する機会をもうけることになり、本事業では担当弁護士が出張して本人の相談に応じ、地域包括支援センター職員から、迅速に動いたことについて評価を得た。

### (2) 相談例

#### 【相談内容】

一戸建てに一人暮らし、住宅ローンを数か月滞納している。自宅を評価したところ、売却しても数百万円程度の債務が残ると言われている。

#### 【助言要旨】

自宅で生活したいと考えているか本人の意向を確認する。自宅での生活を継続するのであれば、滞納が生じている原因を検討しなければならない。本人の収入状況を確認し、収入から住宅ローンを支払うことが可能であるが、認知症や病気のために金銭管理が十分に出来なくなったため、滞納が生じているというのであれば、本人の能力に応じ、財産管理契約を締結または成年後見制度の利用を行い、他者が金銭管理を行い、住宅ローンを支払っていく。自宅での生活を希望しないのであれば、転居先や入所先を探し、他方、数百万円の債務が残ると本人の生活を圧迫するので、破産を検討する。

## 7 一般民事

### (1) 相談全般分析

一般民事の相談内容は

- ①貸し付けた金の返還を求めたいがどうしたらいいか
- ②親族を信用してお金を預けたが費消し、返してもらえない
- ③建物収去・土地明渡や建物明渡請求といった貸貸借関係
- ④デイサービスで仲良くなった人に預金を引き出された
- ⑤消費者被害といったものであり、①が一番多い。これらの相談は、弁護士が受任することにより解決可能であり、財産の回復をはかったり、安心して生活できる住居の確保を目的とするものであるから、債務整理と同様、出張相談の手配などの迅速な対応が求められる。

### (2) 相談例

#### 【相談内容】

本人は知人からお金を貸してくれと言われ借用書も作らず貸し渡した。後になって知人はお金を貸してもらった覚えはないと言う。本人が知人にお金を貸したとの記憶は曖昧である。知人からお金を返してもらえるか。

#### 【助言要旨】

本人の記憶が曖昧なのは、貸し渡してから期間が経過したからか、または認知症など記憶力に障害があるからか？

知人が貸してもらった覚えがないと言っているので、返済を求めるとすれば法的手続をとる必要がある。しかし、本人の貸したとの記憶が曖昧とのことなので、貸した根拠となる客観的証拠の有無が法的手続の結果を左右する。本人の曖昧な記憶以外に証拠がなければ法的に支払いを求めるのは困難である。

### (3) 相談例

#### 【相談内容】

1人暮らしで身寄りなし。リフォーム詐欺にあっていた。業者は10社近く。消費生活センターに相談し、返金済みのところと現在、請求中のところがあり。契約書のない契約も多数あり。クーリングオフの期間を過ぎていてもお金を返してもらえるか？会社が倒産してしまっている場合、契約書がない場合でもお金を返してもらえるか？

#### 【助言要旨】

クーリングオフ期間は法定書面の交付を受けてから始まるので、

契約書すらない場合は今からでもクーリングオフ可能。その他、消費者契約法や民法の規定により無効や取消の主張が可能。倒産した会社からは回収はほぼ不可能であろう。今後も同じような被害にあらう危険があるので、補助の申立が必要。

## 8 介護サービス

### (1) 相談全般分析

相談は、事業所から地域包括支援センターに相談のあった、①契約の裏付けのないサービスについて費用を請求可能か？といった事業所と本人との契約関係に基づくもの、②下記(2)の相談例のような利用者の利用料滞納に分けられる。

### (2) 相談例

#### 【相談内容】

アルツハイマー型認知症の診断がなされている80代。サービス付高齢者住宅に入所中。収入は年金と生活保護費。能力があるため、金銭管理は自分でやっている。しかし、友人が本人を訪問すると収入の半分程度を引き出し奢るなどするため、10万円強の施設利用料が支払えない。本人は「施設利用料は保護費で足りるはず、年金は小遣いに」と言うが、実際、年金を全額小遣いに使うとなると、施設利用料が支払えない状況。本人は滞納している施設料を支払う意思がなく、サ高住との契約は解除されないか。後見等の申立も予定しているが、本人の能力が高いように思われ、後見等の申立は不可能ではないか。

#### 【助言要旨】

利用料の未払いは契約解除の事由となる。支払うよう本人に説明し、説得する必要がある。但し、一見、本人に能力があるように見えるかもしれないが、認知症のため判断能力が十分でない可能性がある。後見等の申立を検討すべき。

## 9 その他

### (1) その他の相談全般分析

地域包括支援センターがその業務を遂行するに必要な個人情報保護法などについて学習会を開催した。また、地域包括支援センターには高齢者に関する様々な相談、苦情が寄せられ、高齢者と相談者との間で事実上、紛争を調整する役割を担ってしまうことも多い。地域包括支援センターは紛争解決機関ではないので、調整して解決するまでは必要がない

こと、解決するに適切な機関や方法があればその案内をすることを助言している。

## (2) 個人情報保護法

学習会で取り上げてほしいと希望の多い内容であり、支援に必要な情報はどの範囲の者まで共有が可能か、たとえば親戚や友人と共有することは可能かといったものや病院から情報を得たいが、個人情報保護法を根拠として情報を得られないといった内容である。

## (3) 高齢者の自動車運転に関する相談

### 【相談内容】

認知症と診断された高齢者、よく自損事故を起こしている。運転をやめたほうが良いと考える。どうしたらいいか。

### 【助言要旨】

免許更新時に検査があるが、それに合格した場合には強制的に免許をとりあげる方法はない。自主的に返納してもらうことは可能だが、それは本人の意思次第という限界がある。本人への説明をするにあたって、事故原因が何か、医師の診察を受けて判断することが重要と考える。その原因を治療で除去できるのか検討を加える必要もあり、治療による解消が困難であれば、運転について医師の診断を仰ぎながら、本人が運転しなくても生活できる環境を整えていく必要がある。

## (4) ゴミ屋敷対応

### 【相談内容】

認知症の進行とともに日常生活が困難になり、自宅がゴミ屋敷になり、相談があった。残金が50円になってしまい、年金もなく、生活保護受給申請中。子らに連絡を試みたが、連絡が取れない中、ゴミの処理を行った。その後、連絡がとれた子から「勝手にされた」「自宅にあったものがない」との苦情を言われた。罪に問われないか。

### 【助言要旨】

自宅内の動産を撤去・処分する場合で、子の所有のものがあった場合、子の所有物を処分する行為は器物損壊罪に該当する可能性や損害賠償の対象になる可能性もある。長年、行き来がなく子の所有物があると考えられない場合はさておき、そうでない場合は子に連絡し、子の所有物の有無、あるとすれば所有権を放棄するか、取り

に来るか意向を聴取しておくのがよい。放棄すると言われた場合には放棄書をもっておくとの後のトラブルを防ぐことが出来る。さらに連絡する場合、郵便で行い、郵便で送ったが届かない、郵便を送ったが返事がなく連絡がつかないとの根拠を残すのがよい。

#### (5) 近隣住民との騒音等のトラブル

##### 【相談内容】

①マンションの下の階の住人から上の階へ住人への騒音に関する苦情に上の階の住人が困惑している、②府営住宅の隣人から、ヘルパーが使用する掃除機の音が夜勤帰りで就寝している時間に気になり眠れないとの苦情がある、③近隣の騒音トラブルについて対象が高齢者であるとなんとかしてくれとの苦情が地域包括に入り、困っている(複数)などの相談である。

##### 【助言要旨】

地域包括支援センターは紛争解決機関ではないので、センターが対応しなければならないこととそうでないことを明確にし、地域住民にも理解してもらう必要がある。調停や裁判といった方法もありえ、弁護士などに相談しうることを示すのでよい。

#### (6) 大家からの相談

##### 【相談内容】

問題行動のあった高齢男性が夜逃げして大家が困っている、部屋の荷物はどうしたらいいか？

##### 【助言要旨】

自力救済禁止の原則を話し、訴訟手続きを踏み、執行するのが原則であることを説明。大家の負担で処理すべきことを助言。

#### (7) 法的解決が困難なケースの存在 事業所のトラブル

##### 【相談内容】

独居の男性。要支援。病院で不安神経症、強迫神経症の診断。転居前、その地域の包括に対し対応が悪いとの苦情を言い、言い分を認めさせたことがある。最近ヘルパーステーションに対し「対応が悪い」「指導がなっていない」と苦情を述べ、ケアマネは同人から非難された。ヘルパーステーションを変えたため、現在は落ち着いているが、今後、同じようなことが起きたらどう接したらいいか。

##### 【助言要旨】

地域包括支援センターは紛争解決機関ではないので、間に入って

紛争を解決する必要はないこと、事業所と本人との契約に基づく関係において事業所がどのような義務を負っているかから考えるとの基本を示し、その旨、事業所に助言し、事業所の適切な対応につなげる必要がある。

## 第7 利用者である地域包括支援センター職員の声

本事業について地域包括職員や市の声は、

- 1 ①これまで弁護士への相談は敷居が高く、相談しにくいと思っていたが、本事業で相談してみて、そのイメージが無くなった、②市に対し来年も利用したいとお願いしている。 (A市包括)
- 2 市が包括に聞いたところ、事業を利用しての地域包括の反応は非常によい。例えば、予定していた相談以外でも時間が余れば聞いてもらえるので大変心強い(弁護士から「ほかにありませんか?」と相談を促してくれる態度がいい)とか、相談できてとてもスッキリしたなどの感想が上がってきている。来年度から有償とのことで利用できないのではと考えたが、2か月に1回の利用を検討したい。 (B市)
- 3 ①とても勉強になる、予算が許すなら続けてほしい、② 緊急ではない場合や弁護士に相談すべきかわからない場合にも相談しやすい、③ 顔の見える弁護士を本人に紹介できるので安心である。 (C市)
- 4 担当者が日程調整をして出張相談を利用して行った。担当者で出張相談に行ったところ「すぐに動いてもらってありがたいです。」と包括担当の方が喜んでおられた。 (D市包括)
- 5 弁護士の丁寧で、わかりやすい説明を聞いて、とても勉強になっている。 (E市)
- 6 職員の専門外のことで、専門家の助言を受けて仕事がしやすくなることは大事なことである。契約を検討したい。 (F町)

## 第8 次年度の契約概要(予定)

- |   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 毎月の法律相談で予算要求中         | 5 |
| 2 | 隔月の法律相談で予算要求中         | 5 |
| 3 | 隔月の法律相談と毎月の電話相談で予算要求中 | 1 |
| 4 | 随時の法律相談を希望            | 2 |

5	3ヶ月に1回の法律相談で予算要求中	2
6	年間で一定の予算要求中	1
7	虐待対応専門職チーム派遣の契約	1
		合計 17

## 第9 同事業の課題

- 1 本人との相談までのスキーム作り
- 2 親族関係の相談で、多い虐待ケースへの助言
- 3 消費者問題で、見守りネットワークや消費生活センターとの連携
- 4 地域包括支援センターに特化した相談の有用性の広報
- 5 担当者の人員確保と助言の質の向上

## 第10 今後の予定

- 1 次年度の事業内容（予定）
  - (1) 契約市町 13
    - ・今年度担当者を次年度担当者として派遣する
    - ・担当者は概ね3年を目途に交替を考える
  - (2) 契約市町以外で今年度派遣先へは  
次年度限りで、1ヶ月に1度、今年度と同じ担当者を派遣
  - (3) 今年度派遣の申込のない市町村へは今年度実績報告書を送付し、希望があれば派遣
  - (4) 障害者相談支援事業所への派遣 今年度2か所を府内10か所に拡大  
※ 大阪市については一部の区で開始を検討中（大阪市社会福祉研修情報センターでの権利擁護相談とのすみ分け整理が必要のため）
- 2 次年度の各市町村への案内
  - ・地域ケア会議への出席や、地域包括職員から受けた相談について、本人からの相談につながり、弁護士が受任し解決することも積極的に打ち出す
  - ・今年度の相談実績を報告書にし、各市町村へ送付予定
- 3 地域包括支援センター職員及び市へのアンケート実施（3月）  
現在、回収中